

国立市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 29 日

提出者 国 立 市 長 濱 崎 真 也

(説 明) 国立市こどもの医療費の助成に関する条例の一部改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、規定の整理を行うとともに、自治体システムの標準化等に伴い、番号利用事務の追加等を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

第 1 条 国立市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年 12 月国立市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 7 の項を削り、6 の項を 7 の項とし、1 の項から 5 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表に 1 の項として次の 1 項を加える。

1 市長	国立市国民健康保険条例（昭和 34 年 4 月国立市条例
------	------------------------------

	第 1 2 号) による結核・精神医療給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
--	---

別表第 1 に次の 1 項を加える。

1 1 市長	住登外者宛名番号管理機能（住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）により市が備える住民基本台帳に記録されていない者であって、市が管理する必要があるもの（以下「住登外者」という。）について、当該住登外者を特定するための番号を付し、管理するための機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
--------	--

別表第 2 の 1 の項特定個人情報の欄中「生活保護法」を「「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和 2 9 年 5 月 8 日付け社発第 3 8 2 号厚生省社会局長通知。以下「昭和 2 9 年社発第 3 8 2 号通知」という。）に基づき、外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって生活に困窮する者に対して、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）」に改め、「生活に困窮する外国人に対する」を削り、同表の 2 の項特定個人情報の欄第 2 号を次のように改める。

（2） 住登外者宛名番号管理機能による住登外者に関する情報（以下「住登外者宛名関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第 2 中 2 1 の項を 2 4 の項とし、2 0 の項を 2 3 の項とし、1 9 の項を 2 2 の項とし、1 8 の項を削り、1 7 の項を 1 9 の項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

2 0 市長	昭和 2 9 年社発第 3 8 2 号通知に基づき、外国人であって生活に困窮する者に対して、生活保護法に準じて実施する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務（以下「外国人生活保護関係	（1） 国立市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報（以下「児童育成手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの （2） 住登外者宛名関係
--------	---	---

	事務」という。)であって規則で定めるもの	情報であって規則で定めるもの
21 市長	昭和29年社発第382号通知に基づき、外国人であって生活に困窮する者に対して、生活保護法に準じて実施する就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの

別表第2中16の項を18の項とし、同表の15の項特定個人情報の欄第4号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の次に「（平成6年法律第30号）」を加え、同項を17の項とし、14の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(7) 住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの

別表第2中14の項を16の項とし、13の項特定個人情報の欄第1号中「（昭和33年法律第192号）」を削り、同欄に次の1号を加える。

(7) 住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの

別表第2中13の項を15の項とし、同表の12の項特定個人情報の欄第2号中「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「」及び「」という。）」を削り、同欄に次の1号を加える。

(3) 住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの

別表第2中12の項を14の項とし、11の項を削り、10の項を12の項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 市長	国立市国民健康保険条例による結核・精神医療給付金の支給に関する事務	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した
-------	-----------------------------------	-----------------------------------

	であって規則で定めるもの	税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
--	--------------	---

別表第2中9の項を11の項とし、6の項から8の項までを削り、5の項を8の項とし、同項の次に次の2項を加える。

9 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの

別表第2中4の項を7の項とし、3の項特定個人情報の欄を次のように改める。

(1) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
(2) 住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの

別表第 2 中 3 の項を 4 の項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

5 市長	国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの

別表第 2 中 2 の項の次に次の 1 項を加える。

3 市長	生活保護法による就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの
------	--	------------------------

別表第 2 に次の 1 項を加える。

25 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 児童扶養手当法による児童扶養手当の支
-------	---	--

		給に関する情報であって規則で定めるもの (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの (6) 児童手当法による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (7) 児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの (8) ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの (9) こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの (10) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
--	--	--

別表第3の3の項事務の欄中「生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置」を「外国人生活保護関係事務」に改める。

第2条 国立市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2の16の項特定個人情報の欄中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

付 則

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条の規定による改正後の国立市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の規定は、同条の規定の施行の日以後における療養に係るこどもの医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係るこどもの医療費の助成については、なお従前の例による。